

東京都北区擁壁等安全対策支援事業助成要綱

17 北 ま 建 第 105 号
平成17年7月29日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地震、台風及び集中豪雨等の自然災害に備えて、がけ、擁壁等の改善工事を行う者に対し、当該改善工事に必要な経費の一部を助成することにより、建築物の安全性を図り、もって区民の安全の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ 地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地をいう。
- (2) 擁壁 がけの崩壊を防ぐための工作物で鉄筋コンクリート造、間知石積造等であるものをいう。
- (3) 土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害危険防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項により指定された区域をいう。
- (4) 総合評価ランク
区が実施した「がけ・擁壁等現況調査」に基づき、がけ・擁壁等の健全度をAからEまでの5段階で評価したもの

(助成対象)

第3条 助成の対象は、区内にあるがけ及び既存の擁壁のうち防災上危険であり、安全対策として工事を行う必要があるもので、次のいずれかに該当するものとする。ただし、不動産の譲渡又は貸付を業とする者が当該業のため所有又は占有するものは助成の対象としない。

- (1) 道路等に面する高さが1.5m以上のもの
 - (2) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物としての確認申請を要するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるものについては、同項各号に掲げる要件に該当しない場合にあっても助成の対象とする。

(対象者)

第4条 助成の対象者は、前条に規定する助成の対象となるものの所有者又は占有者で住民税を滞納していないものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する助成対象者が施工する擁壁工事又は擁壁改修工事（以下「工事」という。）に要する工事費の3分の1（千円未満は切捨て）とする。ただし、400万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価ランクD（不健全）又はE（著しく不健全）と評価されたがけ及び擁壁については、工事に要する経費（地盤調査費及び設計費を含む。）の2分の1（千円未満は切捨て）とする。ただし、1,000万円を限度とする。

3 第3条第1項第2号に該当するものであって、当該擁壁が土砂災害特別警戒区域内にあるものについては、工事に要する経費（地盤調査費及び設計費を含む。）の2分の1（千円未満は切捨て）とする。ただし、600万円を限度とする。

4 事業は、国の社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づく補助金を充て、予算の範囲内で執行する。

（事前相談及び全体設計承認）

第6条 前条の助成を受けようとする者は、次条の規定による申請をする前に、その内容について、区長に相談しなければならない。相談の方法については、別に定める。

2 当該事業がやむを得ず2か年度にわたる場合における前条の助成を受けようとする者は、次条の規定による申請を行う前に、擁壁等安全対策支援事業全体設計承認申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。当該事業に要する経費の総額を変更する場合も同様とする。

3 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、承認を決定したときは、擁壁等安全対策支援事業全体設計承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の対象承認申請）

第7条 助成を受けようとする者は、工事に係る契約前かつ工事着手前に、次に掲げる書類を添付のうえ擁壁等安全対策支援事業助成対象承認申請書（別記第3号様式）により申請しなければならない。ただし、区長が特に認める場合には、次に掲げる書類のうち区長が指定する書類の添付を省略することができる。

（1） 設計図書

ア 付近見取図	縮尺、方位、目標物
イ 配置図	縮尺、方位、敷地境界線、高低差、擁壁の位置及び長さ
ウ 立面図	縮尺、高さ、水抜き穴の位置及び使用材料の種類
エ 構造詳細図	縮尺、各部の寸法及び配筋詳細
オ 構造計算書	応力計算及び断面算定

（2） 工事見積書 3箇月以内に発行されたもの

（3） 当該土地の登記事項証明書 3箇月以内に発行されたもの

（4） 申請者の住民票の写し 3箇月以内に発行されたもの

（5） 申請者の住民税の納税証明書

（6） その他必要と認める書類

2 区長は、前項の擁壁等安全対策支援事業助成対象承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときは、擁壁等安全対策支援事業助成対象承認通知書（別記第4号様式）により、認めないときは、擁壁等安全対策支援事

業助成対象不承認通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知する。

- 3 第1項の規定により申請をすることができる期間は、4月1日から12月28日までとする。ただし、期間の末日が、東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）の定める区の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その期間の末日前の直近の休日以外の日とする。

（検査及び報告）

第8条 前条第2項の規定により助成対象の承認を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、速やかに契約を行い、工事に着手するとともに、着手後直ちに擁壁等安全対策支援事業着手届（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長が必要と認めるときは、工事に対する検査を行い又は助成対象者から報告を求めることができるものとする。
- 3 助成対象者は、助成対象工事が完了したときは、速やかに擁壁等安全対策支援事業完了報告書（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。
- 4 区長は、前項の工事完了届を受理したときは、遅滞なく現場検査を実施するものとする。

（変更承認申請及び取りやめ届）

第9条 助成対象者が、申請内容を変更しようとするときは、擁壁等安全対策支援事業助成対象変更承認申請書（別記第8号様式）により変更申請を行わなければならない。

- 2 区長は、前項の擁壁等安全対策支援事業助成対象変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、当該変更が適当と認めるときは、擁壁等安全対策支援事業助成対象変更承認通知書（別記第9号様式）により、認めないときは、擁壁等安全対策支援事業助成対象変更不承認通知書（別記第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 助成対象者が当該工事を取りやめ又は中止するために申請を取り下げようとするときは、擁壁等安全対策支援事業取りやめ届（別記第11号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の交付申請）

第10条 助成対象者は、第7条第3項の規定により擁壁等安全対策支援事業完了報告書を提出するときに、擁壁等安全対策支援事業助成金交付申請書（別記第12号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による報告及び申請をすることができる期間は、対象承認を受けた日から当該対象承認を受けた日が属する年度の1月31日までとする。ただし、第6条第3項の規定に基づき、全体設計承認の通知を受けた場合は、対象承認を受けた日から翌年度の1月31日まで（当該対象承認を受けた日が属する年度の2月1日から3月31日までの期間を除く。）とする。
- 3 前項の規定による期間の末日が、休日に当たるときは、その期間の末日前の直近の休日以外の日までとする。
- 4 前2項の規定による期間の末日について、区長が特に必要と認める場合は別の日を定めることができる。

(助成金の交付決定)

- 第11条 区長は、第7条第3項の擁壁等安全対策支援事業完了報告書及び前条の助成金交付申請書を受けたときは、その内容を審査し、助成金交付の可否及びその額を決定するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により、助成金を交付すべきものと決定したときは、擁壁等安全対策支援事業助成金交付決定通知書(別記第13号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により、助成金の交付を行わないものと決定したときは、擁壁等安全対策支援事業助成金を交付できない旨の通知書(別記第14号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求及び交付)

- 第12条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者は、速やかに擁壁等安全対策支援事業助成金請求書(別記第15号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の擁壁等安全対策支援事業助成金請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第13条 区長は、第10条第2項の規定により、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成金の交付を取り消すことができる。
- (1)虚偽その他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2)工事上の重大な瑕疵が判明したとき。
- (3)前2号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すときは、擁壁等安全対策支援事業助成金交付決定取消通知書(別記第16号様式)により当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第14条 区長は、前条第2項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(申請者に対する指導)

- 第15条 区長は、申請者に対し、がけ又は擁壁等の安全性の向上が図れるように助言又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、まちづくり部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

付 則（平成22年3月11日付21北ま建第2049号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱の基準によりなされた手続きは、それぞれ改正後の要綱の基準によりなされた手続きとみなす。

付 則（平成27年3月9日付26北ま建第2137号）
この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日付27北ま建第2266号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月24日付31北ま建第2868号）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年6月2日付2北ま建第1258号）
この要綱は、令和2年6月2日から施行する。

- 付 則（令和4年1月5日3北ま建第2233号）
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
 - 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱の改正前の様式による用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。